

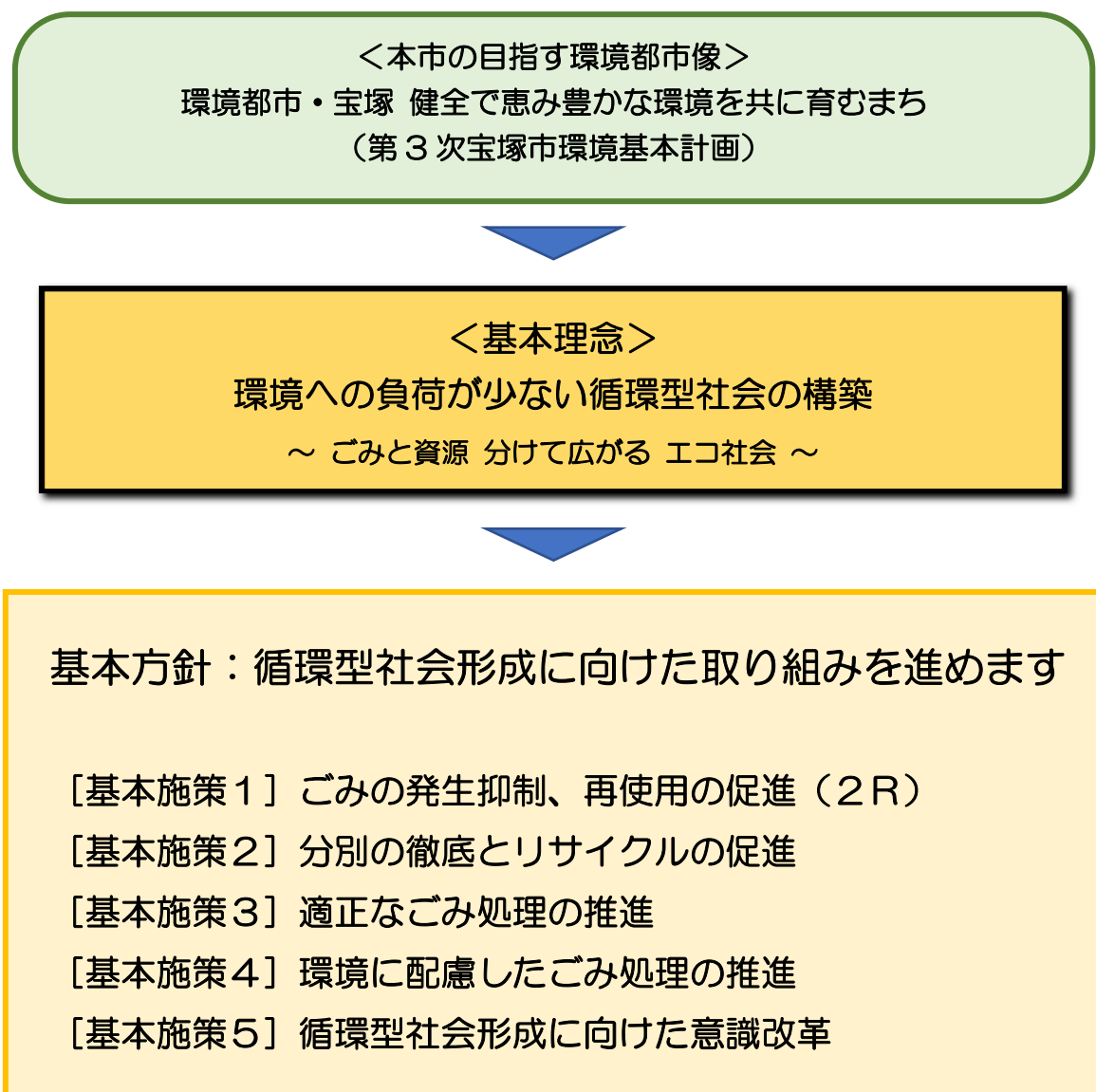
第2章 循環型社会構築のための将来目標

2-1 基本理念と基本方針

第3次宝塚市環境基本計画の「本市の目指す環境都市像」である「環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち」を受け、本計画の基本理念を「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」とします。

この基本理念を達成するために、基本方針を「循環型社会形成に向けた取り組みを進めます」と定め、5つの基本施策、すなわち基本施策1「ごみの発生抑制、再使用の促進（2R）」、基本施策2「分別排出の徹底とリサイクルの促進」、基本施策3「適正なごみ処理の推進」、基本施策4「環境に配慮したごみ処理の推進」、基本施策5「循環型社会形成に向けた意識改革」を展開します。

図 1- 17 本計画の基本理念と基本方針



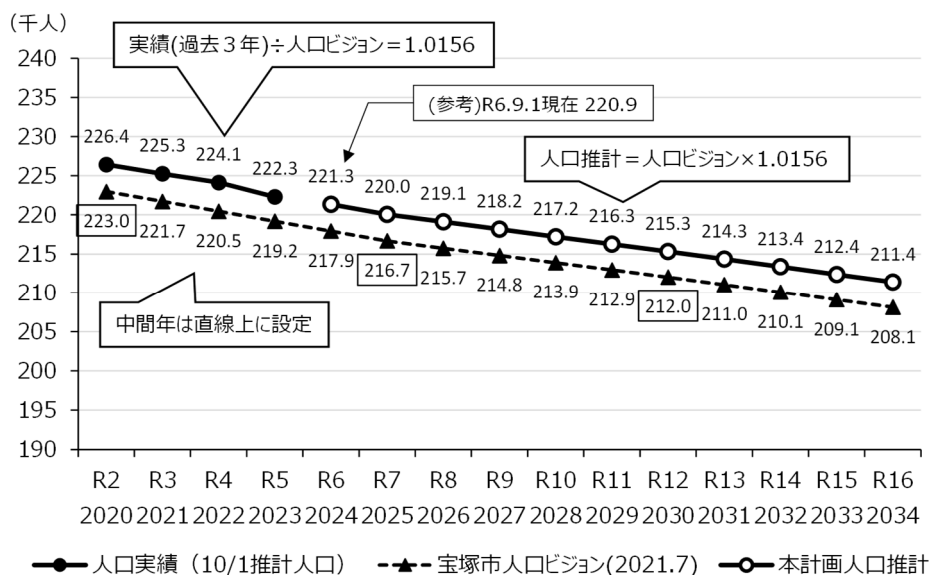
2-2 ごみ排出量の将来推計

(1) 人口の将来推計

本市の人口は平成27（2015）年に減少に転じ、今後は長期的な人口減少が想定されています。「宝塚市人口ビジョン改定版（令和3（2021）年10月）」では、人口減少を緩和し、令和42（2060）年の本市の将来人口を約17.4万人確保することを目指すとしています。

本計画では、同人口推計をベースとしつつ、過去3年の推計に対する実績の割合の平均値で推計値を補正した値を人口推計値としています。推計結果を図1-18に示します。

図 1- 18 人口の将来推計値

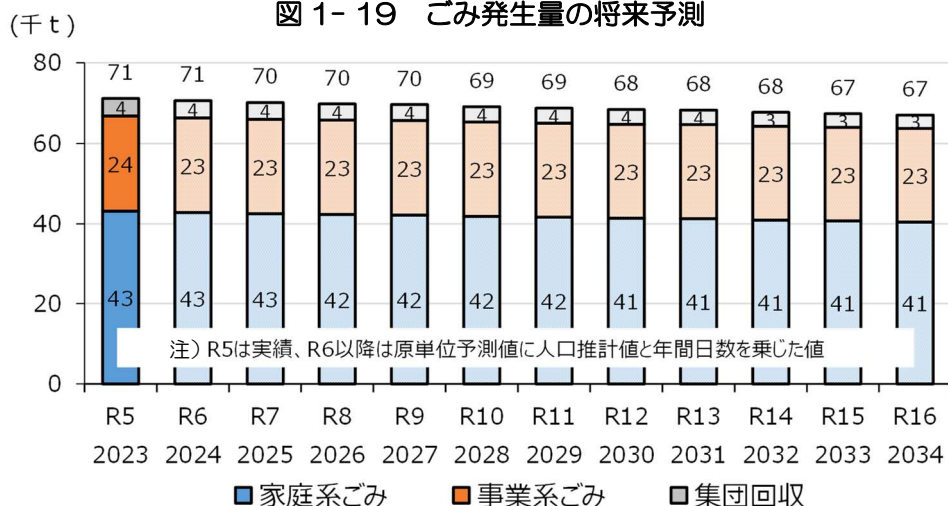


注1) 宝塚市人口ビジョンは、2025年、2030年、2035年をベースに、中間年は直線上の値としました。
 注2) 本計画人口推計は、宝塚市人口ビジョンに過去3年の人口実績と人口ビジョン比率を乗じて算出しました。

(2) ごみ発生量の将来予測

ごみ排出量の将来予測を図1-19に示します。今後数年は横ばいで推移し、令和10（2028）年度から緩やかな減少傾向を示すと想定されます（詳細は資料2参照）。

図 1- 19 ごみ発生量の将来予測



注) 1人1日あたりの排出量をごみの種類ごとに適切な予測式で予測し、これに人口推計値と年間日数を乗じて推計しています。

2-3 ごみ処理の目標値

本計画における数値目標を表 1- 13 のとおり設定します。

表 1- 13 本計画の数値目標

目標項目	単位	令和5年度 (2023年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 中間目標	令和16年度 (2034年度) 最終目標	令和5年度 (2023年度) 排出量対比
家庭系燃やすごみ排出量	g/人・日	381	361	343	10%減相当
事業系燃やすごみ排出量	g/人・日	177	169	160	10%減相当
焼却処理量	t/年	49,413	45,699	42,440	約14%減

注1) 令和5(2023)年度の1人1日あたりのごみ排出量は推計人口を用いて算出しています。

注2) 家庭系燃やすごみ排出量: 30,977t(令和5年度)→27,902t(令和16年度)9.9%減

注3) 事業系燃やすごみ排出量: 14,431t(令和5年度)→13,007t(令和16年度)9.9%減

本計画の数値目標の設定にあたっての基本的な考え方と設定目標の根拠は以下のとおりです。

(1) 目標の基本的な考え方

本市がめざす「環境への負荷が少ない循環型社会」を実現していくためには、市民一人ひとりがごみの減量や資源の有効活用に積極的に取り組んでいく必要があります。

そこで、家庭系・事業系ともにごみの排出量を、令和5(2023)年度に対して10%相当の削減を図ることを目標として掲げます。その根拠は以下のとおりです。

(2) 目標の設定根拠

① 家庭系燃やすごみの削減

家庭系燃やすごみの組成分析(表1-8)を踏まえ、表1-14に示すとおり、家庭系燃やすごみのうち、紙類、プラスチック類、食品ロスの混入割合をそれぞれ25%削減することを取り組み目標とすることにより、家庭系燃やすごみの排出量の10%削減を目指します。

表 1- 14 家庭系燃えるごみの削減目標

品目	燃やすごみ 混入割合	削減目標 (取り組み指標)	削減幅	燃やすごみ 改善後混入割合
①紙類	16.5%	25%の削減	4.1%	12.4%
②プラスチック類	12.7%		3.2%	9.5%
③食品ロス	9.7%		2.4%	7.3%
合計	38.9%	—	9.7% (10%削減相当)	29.2%

② 事業系燃やすごみの削減

現状として、家庭系と違い実態の把握が難しく、また、これまでも経済的要因や諸々の影響を受けやすいという観点から今回、県が令和12(2030)年度を、最終目標としている1人1日あたりの事業系ごみ排出量12%減相当に近い、10%削減を目標としました。

ごみ排出量及び処理量の見込みを表 1- 15 に示します。

表 1- 15 ごみ排出量及び処理量の見込み

指 標		単位	令和 5 年度 (2023年度) 実績	令和 7 年度 (2025年度) 初年度	令和11年度 (2029年度) 中間目標	令和16年度 (2034年度) 最終目標	備 考
推計人口		人	222,296	220,048	216,270	211,381	宝塚市人口ビジョン（2021年10月）をもとに過去3年の実績/推計で補正
発生量 (予測)	家庭系	t/年	43,238	42,589	41,675	40,526	品目別の原単位予測値から推計
	事業系	t/年	23,544	23,411	23,333	23,157	
	合計	t/年	66,782	65,999	65,008	63,684	
発生抑制量	家庭系	t/年	0	241	1,192	2,338	目標：排出量原単位をR5比5.7%削減
	事業系	t/年	0	161	789	1,543	目標：排出量原単位をR5比6.9%削減
	合計	t/年	0	402	1,981	3,881	(b)
発生抑制後 の排出量	家庭系	t/年	43,238	42,348	40,483	38,188	(c)=(a)-(b)
	事業系	t/年	23,544	23,250	22,544	21,614	
	合計	t/年	66,782	65,597	63,027	59,803	(d)
	削減率	%	0.0%	▲ 1.8%	▲ 5.6%	▲ 10.5%	令和5年度比
集団回収量		t/年	4,371	4,112	3,714	3,314	(e) 品目別に原単位目標を設定
直接資源化（ボックス回収等）		t/年	20	22	26	30	(f) 少量につき予測値を適用
総排出量		t/年	71,173	69,731	66,767	63,147	(g)=(d)+(e)+(f)
	原単位	g/人・日	874.8	868.2	845.8	818.5	国の目標値：850（R7）
	増減率	%	0.0%	▲ 0.8%	▲ 3.3%	▲ 6.4%	令和5年度比
燃やすごみ 排出量	家庭系	g/人・日	380.7	376.4	361.2	342.5	令和5年度比10%削減
	事業系	g/人・日	177.4	175.8	168.7	159.6	
	合計	g/人・日	558.1	552.2	529.9	502.1	
焼却量		t/年	49,413	48,355	45,699	42,440	可燃ごみ + 中間処理後の可燃物
	増減率	%	0.0%	▲ 2.1%	▲ 7.5%	▲ 14.1%	令和5年度比
資源化量	家庭系	t/年	8,127	8,071	8,087	8,093	紙・布、プラスチック類の原単位目標値を設定
	事業系	t/年	8,546	8,440	8,300	8,116	紙・布の原単位目標値を設定
	中間処理資源化	t/年	725	807	1,023	1,211	資源化率は過去3年の平均値を適用
	集団回収	t/年	4,371	4,336	4,346	4,352	総量で原単位目標を設定
	直接資源化	t/年	20	22	26	30	少量につき予測値を適用
	合計	t/年	21,789	21,676	21,782	21,803	
	リサイクル率	%	30.6%	31.1%	32.6%	34.5%	国と兵庫県の目標値 国：28.0（R7）、兵庫県：21.0（R12）
	増減率	%	0.0%	▲ 0.5%	▲ 0.0%	0.1%	令和5年度比
資源を除く 排出量	家庭系ごみ量	t/年	34,132	33,325	31,488	29,239	集団回収、資源ごみを除く排出量
	同上原単位	g/人・日	419.5	414.9	398.9	379.0	国と兵庫県の目標値 国：440（R7）、兵庫県：459
	事業系ごみ量	t/年	14,960	48,100	45,704	42,714	資源ごみを除く排出量
	同上原単位	g/人・日	183.9	184.0	180.1	174.6	
最終処分量		t/年	7,812	7,108	6,718	6,239	焼却残渣は新ごみ処理施設の計画値を採用
	最終処分率	%	11.0%	10.1%	9.8%	9.3%	国と兵庫県の目標値 国：8.4（R7）、兵庫県：9.3（R12）
	増減率	%	0.0%	▲ 9.0%	▲ 14.0%	▲ 20.1%	令和5年度比

注）四捨五入の関係で明細の計と合計の値が一致しない場合があります。

第3章 基本理念の実現に向けた施策

3-1 施策体系

〔基本方針〕 循環型社会形成に向けた取り組みを進めます

〔基本施策1〕 ごみの発生抑制、再使用の促進（2R）

- （1）家庭や事業所におけるごみ排出量の削減
- （2）食品ロス削減に向けた三者協働の活動推進
- （3）リユース（再使用）拡大のための施策推進

〔基本施策2〕 分別の徹底とリサイクルの促進

- （1）燃やすごみに含まれる紙ごみ・プラスチックの資源化促進
- （2）分別徹底に向けた指導強化
- （3）事業系指定ごみ袋制度の検討
- （4）再生資源集団回収活動の活性化

〔基本施策3〕 適正なごみ処理の推進

- （1）収集・運搬の適正化推進
- （2）高齢化の進行を踏まえたきずな収集の充実
- （3）資源ごみ持ち去り、不法投棄の防止

〔基本施策4〕 環境に配慮したごみ処理の推進

- （1）新ごみ処理施設建設の円滑な推進
- （2）災害廃棄物の適正処理
- （3）業務継続計画（BCP）の実効性の向上

〔基本施策5〕 循環型社会形成に向けた意識改革

- （1）分かりやすい情報発信による環境意識の底上げ
- （2）環境教育、環境学習の充実
- （3）自治会と連携した美化活動の推進

3-2 施策内容

〔基本施策1〕ごみの発生抑制、再使用の促進（2R）

3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、リサイクルについては、各種リサイクル法の制定等により、一定程度進展しつつありますが、リデュース、リユースについては、より一層の促進が必要であり、2Rに軸足を置いた活動を推進します。

（1）家庭や事業所におけるごみ排出量の削減 **重点**

＜基本的考え方＞

循環型社会形成に向けて、ごみを出さないライフサイクル、ごみを作らないビジネスサイクルを周知・啓発し、市民・事業者・行政が一体でごみ排出量の削減を進めます。

＜主な取り組み内容＞

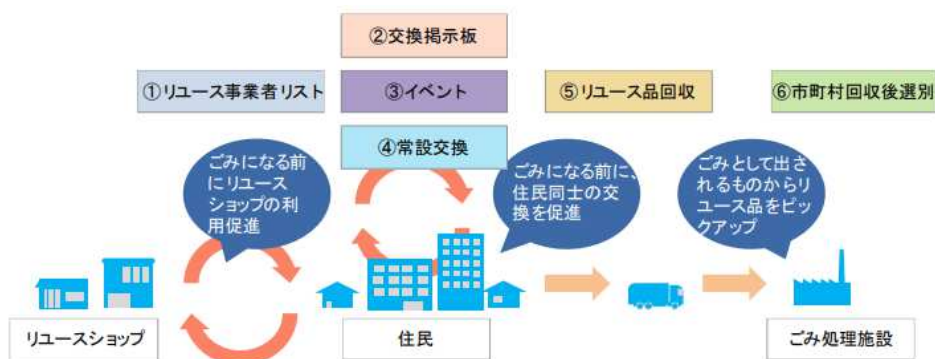
- 市民・事業者に向けた分かりやすい啓発活動の推進
- 3切り運動（使い切り、食べ切り、水切り）の啓発
- ごみゼロ推進員の育成および活動充実に向けた環境整備
- 事業系ごみ処理手数料の改定の実施と実施後のフォロー
- 多量排出事業者に対する減量計画書等に関する啓発・指導
- サーキュラーエコノミー（循環経済）に関する先進事例の収集と活用（図1-20）
- リユース事業者リスト、交換掲示板等の推進（図1-21）

図 1-20 サーキュラーエコノミーの概念図



出典：令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

図 1-21 リユース取り組み事例の概要



出典：市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き（H27（2015）.7、環境省）

(2) 食品ロス削減に向けた三者協働の活動推進 重点 拡充

＜基本的考え方＞

国連が平成27（2015）年に採択した「持続可能な開発目標」（SDGs）では、令和12（2030）年までに食料の廃棄を半減させるとしています。これを受け、国や兵庫県では令和12（2030）年に食品ロスを半減させる目標を設定しています。本市においても、食品ロス半減に向けた市民・事業者・行政の三者協働の活動を重点施策として推進します。

＜主な取り組み内容＞

- 食品ロス削減を促す啓発活動の推進（家庭でできる段ボールコンポストの普及啓発）
- 市民・事業者等と連携した取り組みの推進（食とわコンポストチャレンジ³⁰の後援）
- 食品廃棄物の循環利用の促進（家庭の廃食油を回収、航空機燃料SAF製造）等

【コラム】「食の環（わ）」プロジェクト

政府は、令和6（2024）年6月に関係府省庁が連携して「食の環（わ）」プロジェクトを効果的に発信していくことを申し合わせ、令和7（2025）年1月には、全国の自治体に向け、本プロジェクトのロゴマークの積極的な利用を呼び掛けています。



「食の環（わ）」プロジェクトの取りまとめとその発信について 概要

第9回食品ロス削減推進会議（令和6年7月2日）

資料2

「食の環（わ）」プロジェクトの背景

➢ 25年ぶりの「食料・農業・農村基本法」の見直しにおいて、「食品アクセスの確保」の考え方を明記。具体的には、経済的、物理的に食品にアクセス困難な方々に健康な食生活を享受できるようにする取組を政府として推進していく必要。

➢ 「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、**食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念を「食の環（わ）」**と呼ぶことについて、関係府省庁で申合せ。

＜「食の環（わ）」プロジェクトに向けた施策の全体像（概要）＞

食品ロス削減	（食品の）経済的アクセス	（食品の）物理的アクセス
排出削減の取組 （公表・削減計画策定・国民運動等）	食料提供に向けた体制づくり （地域の関係者が連携して取組む協議会の設置等支援）	
食品寄附の促進 （期限表示、保険、DX）	食料提供に資する体制づくり （食料支援等を通じたつながり創出）	移動販売等の拠点となる施設整備
フードバンク・子ども食堂等を介した食品寄附への支援 （食品寄附がイテライゼーション、フードバンク・子ども食堂等の活動支援等）		店舗への交通手段の確保
食べ残り持ち帰り促進 （持ち帰りのガイドライン作り）	フードバンク・子ども食堂等への食料提供（備蓄米無償交付等）	移動販売等で店舗を届ける （ラストワンマイル配達支援等）
		食品アクセスの状況や対策事例等

今後の取組予定

➢ 今後、関係府省庁は、食品ロス削減・食品寄附促進・食品アクセス確保に関わる幅広い施策において、「食の環（わ）」プロジェクトの一環であることや、「食の環（わ）」共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信する。（ロゴマークは、行政だけでなく、民間も利用可能）

➢ 「食の環（わ）」プロジェクト特設サイトを立ち上げ、「食の環（わ）」プロジェクトに関する関係府省庁の情報を集約する。

➢ 今後、本プロジェクトの成果の「見える化」を検討していく。

「食の環（わ）」プロジェクトロゴマーク（イメージ）

（関係府省庁による発出文書等において、下記のいずれかの「食の環（わ）」プロジェクトロゴマークを使用。また、一定の要件の下、民間団体等にもロゴマークの使用を認める。）







「食の環」プロジェクトは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

出典：「食の環（わ）」プロジェクトの取りまとめとその発信について（消費者庁ホームページ）

³⁰ 宝塚市では、コンポストで生ごみから新たな資源を育てる活動を支援している。市民と企業が協働で、各家庭で生ゴミを堆肥化するコンポストにチャレンジし、作製された堆肥は街の緑を育てるのに活かしている。

（３）リユース（再使用）拡大のための施策推進

＜基本的考え方＞

リユースは３Ｒの中でも、リデュースに次ぐ優先順位の高い取り組みです。リユースの推進は、製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品の製造や廃棄における資源消費・環境負荷を回避することにもつながるものであり、リユース拡大に向けた取り組みを推進します。

＜主な取り組み内容＞

- リユース事業者との連携事例の調査
- リユースに対する広報・啓発活動の推進
- イベントでのリユース食器の利用啓発
- メルカリなどのアプリの活用啓発

〔基本施策２〕 分別の徹底とリサイクルの促進

リデュース、リユースを実践したうえで残されたごみは、適切に分別してリサイクルする必要があります。そのためには、市民・事業者によるごみの分別排出がなぜ必要なのかを周知することにより、分別に対する意識の高揚を図り、リサイクルを促進します。特に、紙ごみとプラスチックごみについては燃やすごみに多く排出されていることから、重点的に取り組みます。

（１）燃やすごみに含まれる紙ごみ・プラスチックの資源化促進 **重点** **拡充**

＜基本的考え方＞

燃やすごみには多くの紙やプラスチックが含まれており、その資源化により循環型社会の基盤を整備するとともに、ごみ焼却量の削減に伴う温室効果ガスの削減にも貢献します。

＜主な取り組み内容＞

- 紙ごみ、プラスチックごみ削減の啓発活動推進
- 雑がみの分別排出の促進
- 事業系の紙資源リサイクルの促進
- ペットボトルの水平リサイクル³¹（ボトルtoボトル）の検討

（２）分別徹底に向けた指導強化 **重点**

＜基本的考え方＞

家庭系ごみの組成調査結果から燃やすごみには紙類、プラスチック類が多数含まれており、分別排出が十分に徹底されているとはいえない状況です。また、事業者に対してはこれまでリーフレットを配布するなどの指導・啓発を実施していますが、十分な効果が見られないことから、改めて分別排出を徹底するよう指導を強化します。

＜主な取り組み内容＞

- 家庭系ごみ組成調査の定期的な実施
- 搬入ごみの展開検査の実施と事業者の指導

³¹ 使用済製品を原料として用いて、同一種類の製品を製造するリサイクルのこと。例えば、使用済ペットボトルを原料として再びペットボトルを製造するなど、リサイクル前と後で価値が下がらないリサイクルのことを指す。

- 廃棄物処理法における「排出事業者責任」の周知活動
- 中小規模事業者における分別排出の促進

(3) 事業系指定ごみ袋制度の検討 **重点**

<基本的考え方>

前計画において、事業系の燃やすごみは目標値の達成が厳しい状況です。今後、事業者に対してごみ排出に係る費用を意識することや排出するごみの量を減らすための手法として、事業系ごみ有料指定袋の導入を検討します。

<主な取り組み内容>

- 事業系ごみ有料指定袋導入の検討

表 1- 16 事業系ごみ有料指定袋の導入状況

項 目	神戸市	西宮市	生駒市	和泉市
制度導入時期	平成19年4月 (2007年)	令和4年4月 (2022年)	平成23年4月 (2011年)	平成21年7月 (2009年)
ごみ袋の価格/枚 可燃ごみ/45ℓ	84円(72円)	17.4~37.2円	76円	70円
制度導入前後の ごみ量の変化	事業系ごみ総量 2006:292,606t 2008:201,303t	事業系ごみ総量 2021:56,158t 2022:52,137t	事業系可燃ごみ 2010:9,144t 2012:8,750t	事業系ごみ総量 2008:20,133t 2010:17,350t
減量率	▲31.2%	▲7.2%	▲4.3%	▲13.8%

注) 神戸市のごみ袋の価格における()はごみ処理手数料(内数)

(4) 再生資源集団回収活動の活性化

<基本的考え方>

再生資源集団回収活動は回収量、登録団体数ともに減少傾向です。少子高齢化の進行とともに、今後はますますその傾向が強まると想定されます。循環型社会形成の大きな担い手として、再生資源集団回収活動の活性化が課題です。

<主な取り組み内容>

- 新規登録団体の募集活動の推進
- 自治会、集合住宅と連携した啓発活動
- 多様な広報媒体を利用した広報活動の推進

〔基本施策3〕 適正なごみ処理の推進

3Rの取り組みを進めたうえで、最終的に排出されるごみについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、適正な処理を行うことが必要であり、そのための安全かつ安定した処理体制の確保に努めます。加えて、ごみの不適正処理に対する対策を徹底します。

（1）収集・運搬の適正化推進

＜基本的考え方＞

ごみの収集・運搬は市民との接点であり、行政サービスの向上と作業員の安全確保が求められます。さらに、住民の高齢化や地球温暖化対策にも配慮した取り組みも必要です。

＜主な取り組み内容＞

- 危険物に関する市民啓発の強化（モバイルバッテリー、ガスボンベ 等）
- 高齢化の進行を踏まえたきずな収集の充実
- 民間委託収集業者への指導体制の強化
- 収集・運搬車両の脱炭素化の検討

（2）中間処理の適正化推進

＜基本的考え方＞

中間処理施設は衛生的で快適な生活環境を保持するために不可欠な施設であり、定期的な点検・補修により安定稼働を図るとともに、温室効果ガスの排出抑制や焼却余熱を利用したエネルギー回収に取り組みます。現在建設中の新施設についても同様の取り組みを進めます。

＜主な取り組み内容＞

- 焼却施設における定期的な保守点検の実施
- 法令に基づく焼却施設の維持管理の記録と報告
- 新焼却施設における環境保全目標の達成

（3）資源ごみ持ち去り、不法投棄の防止

＜基本的考え方＞

本市では「宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例」に資源ごみの持ち去り行為の禁止を規定した改正を行い、平成24（2012）年10月1日より施行しています。

また、市北部地域では不法投棄未然防止協議会による不法投棄の防止活動が推進されており、兵庫県、警察、地域住民、本市等で清掃活動、啓発等を協働で取り組みます。

＜主な取り組み内容＞

- 多様な媒体による啓発活動の推進
- 「資源ごみの持ち去り行為禁止」プレートの活用促進
- 不法投棄防止のための監視カメラ、啓発看板の普及
- 通信体制の整備や市民通報に基づく巡視の実施

〔基本施策4〕環境に配慮したごみ処理の推進

3Rの取り組みを進めたうえで、なお排出されるごみについては、環境負荷の低減に配慮しながら、適正な処理を行います。

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分といったごみ処理の過程において、温室効果ガス排出量の削減やごみ焼却時の余熱利用によるエネルギー回収など、環境負荷の低減を図りながら、適切な事業運営を行います。

（1）新ごみ処理施設建設の円滑な推進 **重点**

＜基本的考え方＞

現在建設中の新ごみ焼却施設では、高効率発電により可能な限り電力に変換し、サーマルリサイクルを行います。

＜主な取り組み内容＞

- 新ごみ処理施設における高効率発電によるエネルギー回収量の増加
- 新ごみ焼却施設における焼却効率の向上による最終処分量の削減
- 厳しい排ガス基準値による大気汚染の防止

（2）災害廃棄物³²の適正処理

＜基本的考え方＞

本市は平成31（2019）年1月に「宝塚市災害廃棄物処理計画」を策定しています。当該計画では、阪神・淡路大震災の経験と教訓をベースに、南海トラフ巨大地震を想定し、災害廃棄物処理を着実に進める対策を規定していますが、より実効性を高めるため、平時からの計画の市民周知の徹底および見直しを進めます。

＜主な取り組み内容＞

- 災害に備えた事前対策の推進
- 災害時のごみ出しに関する周知啓発
- 仮置場候補地の選定と設置に向けた環境整備
- 自治体や企業との災害時支援協定の拡充

（3）業務継続計画（BCP）の実効性の向上

＜基本的考え方＞

本市は令和5（2023）年12月に「宝塚市業務継続計画」を策定しています。当該計画では、大規模地震災害等の市域全域さらには広域に及ぶ災害が発生した場合を想定し、非常時優先業務を設定していますが、その実効性を高めるための活動を推進します。

＜主な取り組み内容＞

- 環境部内における業務継続計画の研修・訓練
- 実践に向けたマニュアルの整備
- 他自治体からの受援計画の策定

³² 地震や風水害等の災害時に発生する廃棄物のこと。災害廃棄物は、様々な種類を含む廃棄物が一度に大量に発生し、通常時とは異なる体制・迅速な処理が求められる。

〔基本施策5〕循環型社会形成に向けた意識改革

循環型社会の形成には、一人一人が、どのような意識を持ち、どう行動するかが重要です。具体的には、市民・事業者・行政の各主体が連携し、各地域に特徴的な循環資源や再生可能資源を循環させる取り組みを創り出し、これが自立して拡大していくことで、魅力ある地域づくりや地方創生につなげていきます。

（１）分かりやすい情報発信による環境意識の底上げ **重点**

＜基本的考え方＞

循環型社会の形成に向けては、市民・事業者・行政が三位一体となって活動することが必要であり、市が進める施策に対する理解を深めるための取り組みが重要です。そのために、市は積極的に情報発信を行い、環境教育・普及啓発を推進します。

＜主な取り組み内容＞

- 広報紙、ホームページ等を活用した啓発活動
- ごみ分別アプリ「さんあ〜る」やSNSを利用した情報発信
- 3R先進事例を紹介するセミナー等の開催
- 環境関連イベントでの啓発活動

図 1- 22 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」



（２）環境教育、環境学習の充実

＜基本的考え方＞

環境問題の解決には、市民一人ひとりが環境問題に深い理解と認識を持ち、それぞれのライフスタイルや社会経済活動の変革を行うことが必要であり、そのためには環境教育・環境学習の推進が不可欠です。

＜主な取り組み内容＞

- 出前講座の活用（自治会、事業所等）
- 小学生を対象とした施設見学会の推進（新施設稼働後）
- 3Rを学ぶ体験型・参加型のプログラム調査
- 環境教育・環境学習のプログラムや教材の検討

（３）自治会等と連携した美化活動の推進

＜基本的考え方＞

地域において、市民の積極的な参加のもとに、ごみの減量意識の普及啓発活動を展開することにより、「快適な生活環境」と「美しい清潔なまちづくり」を推進し、市民・事業者・行政が一体となって、持続可能な社会の形成を目指していきます。

＜主な取り組み内容＞

- 宝塚を美しくする市民運動への参加者拡大
- ごみ捨てマナー向上に向けた啓発活動の推進
- ごみステーションのネットごみボックスの普及

第4章 今後のごみ処理

4-1 収集運搬計画

(1) 収集運搬の基本方針

家庭や事業所から排出されたごみについては、迅速かつ確実に収集運搬を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。さらに、国の施策や社会経済情勢の変化、本市のごみの排出状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(2) 分別収集するごみの種類と分別区分

ア 分別収集

分別収集ごみについては、市民・事業者にわかりやすく、リサイクルに取り組みやすい分別区分とし、基本的には現状の分別区分を継続します。

イ 再生資源集団回収や地域の回収拠点等

自治会等による再生資源集団回収活動や、公共施設等における資源物の回収ボックス等の活用を積極的に進め、リサイクルを促進します。

また、平成29（2017）年より実施している民間事業会社と連携した宅配便を利用したパソコン・使用済小型家電の回収を広く周知し、リサイクルを促進します。

(3) 収集運搬の方法

今後も現状の体制を維持しつつ、必要に応じて見直しを行い、効率的かつ適正な収集・運搬体制の構築に努めます。

家庭系ごみについて、将来的な収集方法の実施について検討します。また、事業系ごみは、直接搬入及び収集運搬許可業者による収集・運搬とし、事業者及び収集運搬許可業者に対しては、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理についての指導・啓発を図ります。

さらに、きずな収集の拡充により、高齢化社会の加速を見据えた活動を推進します。

4-2 中間処理計画

(1) 中間処理の基本方針

生活環境の維持と公衆衛生の向上を図るため、法令等の基準及び自主基準を遵守した施設の適切な維持管理を行うとともに、環境負荷の低減や災害等の非常時への対応にも配慮するなど、安全かつ安定的な処理体制を維持します。

クリーンセンターにおいては、新ごみ処理施設を建設中であり、焼却処理は令和9(2027)年10月、リサイクル処理は令和13(2031)年度に新施設に移行します。

(2) 中間処理の方法

ア 焼却処理・破碎処理

「燃やすごみ」はクリーンセンターにて焼却処理を行います。新焼却処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）が完成後は、新施設に焼却処理を移行します。

「粗大ごみ」、「小型不燃ごみ」、「かん・びん」、「ペットボトル」、「プラスチック類」はクリーンセンターのリサイクル施設にて破碎・選別処理し、資源物を回収した後の可燃残渣は、焼却施設にて焼却処理を行います。

イ 資源物の処理

「かん・びん」、「ペットボトル」、「プラスチック類」はクリーンセンターのリサイクル施設で選別し、容器包装リサイクル協会の指定法人やリサイクル事業者へそれぞれ引き渡し、リサイクルを行います。

「粗大ごみ」は、破碎処理後、鉄や非鉄等を資源物として選別し、リサイクルを行います。

「紙・布」、「再生資源集団回収」や事業系の「紙類（リサイクル可能なもの）」によって収集された資源物は、回収を行っている資源回収業者等の施設に持ち込まれ、リサイクルされます。

なお、クリーンセンターのリサイクル施設は、施設建替え工事中は仮設リサイクル処理場で処理し、令和13(2031)年度以降は、新設のマテリアルリサイクル推進施設で処理します。

(3) 中間処理施設の整備計画

新ごみ処理施設は、4段階で建設工事を進めています。事前工事で仮設リサイクル処理場、第Ⅰ期工事でエネルギー回収推進施設（焼却施設等）及びし尿処理施設、第Ⅱ期でマテリアルリサイクル推進施設、第Ⅲ期でその他施設の整備を進めます（P18図15参照）。

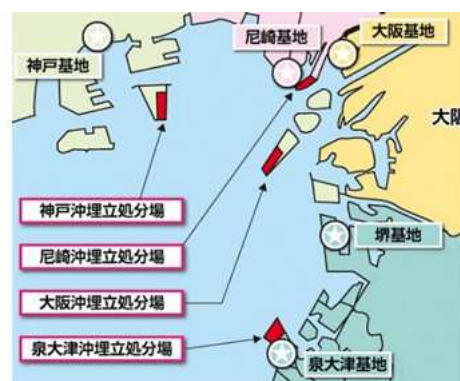
4-3 最終処分計画

図 1- 23 大阪湾フェニックスセンター

(1) 最終処分の基本方針

ごみの減量化・資源化を推進し、最終処分量の削減に努めます。

焼却処理にて生じる焼却灰・ばいじんの処分については、引き続き大阪湾フェニックスセンター³³を利用します。



出典：大阪湾広域臨海環境整備センター

(2) 最終処分の方法

現状の最終処分方法を継続し、大阪湾フェニックスセンターの埋立処分場において最終処分を行います。

大阪湾フェニックスセンターは、令和14(2032)年度までは受け入れが決定しています。今後は第3次計画を作成し、次の埋立処分地建設に向けて、準備を進めています。

4-4 災害時における廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理計画等

大規模な自然災害が発生すると、生活ごみに加えて、片付けごみ、がれきなどの多量の廃棄物が発生するほか、道路の寸断や廃棄物処理施設などの被害により、平常時のようなごみ処理が困難になることが想定されます。

本市は平成31(2019)年1月に「宝塚市災害廃棄物処理計画」を策定しています。これを基本として、地震や風水害などの自然災害によって発生する災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理することを目的に、災害廃棄物処理対策を進めます。

(2) 災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

関係自治体との間で災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結しており、災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援体制を構築しています。さらに、民間事業者との間でも、災害時の支援協定を締結しており、今後も他自治体や民間事業者との協定の整備を図ります。

(3) 関係機関を利用した人材育成

将来発生するであろう災害時における廃棄物処理の事前準備を進めるうえでは、災害廃棄物の処理に係る職員のスキル向上が必要不可欠です。「災害廃棄物対策指針」の中でも、災害廃棄物処理計画の策定とともに、人材育成の重要性が随所で指摘されています。

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会（近畿地方環境事務所）や災害廃棄物情報プラットフォーム（国立環境研究所）におけるイベントや研修に参画することにより、災害廃棄物処理に係わる職員のスキルアップと、他自治体との情報共有を図ります。

³³ 大阪湾広域臨海環境整備センター（広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づく認可法人）が運営する、近畿2府4県、169市町村の廃棄物を埋め立てる最終処分場。処分場は泉大津沖埋立処分場、尼崎沖埋立処分場、神戸沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場の4か所がある。

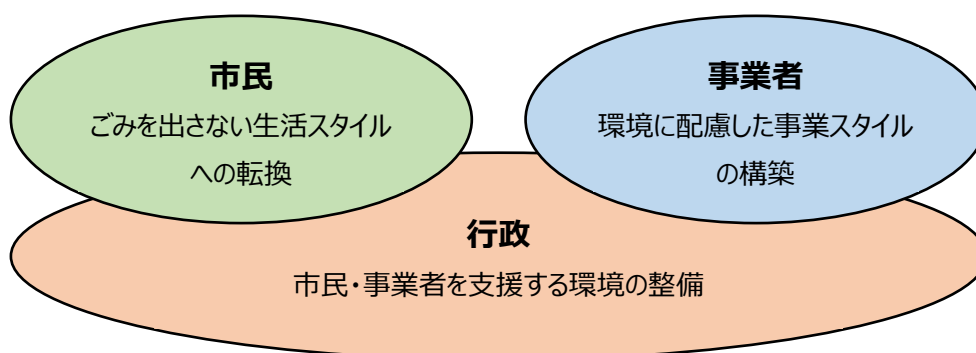
第5章 市民・事業者・行政の役割分担

計画を着実に推進するためには、ごみを排出する主体である市民・事業者及びごみ処理事業を運営する行政といった、ごみ処理に関与するすべての主体が、それぞれの立場に応じた役割と責任を認識しつつ、取り組みを進めることが不可欠です。

各主体それぞれに期待される役割は、次のとおりです。

市 民	～ごみを出さない生活スタイルへの転換～
● 日々の暮らしの中で、ごみの減量や分別に主体的に取り組む。 ● 使い捨て製品を削減し、繰り返し使用可能な商品を選択するなど、リユースに努める。 ● 分別マナーの遵守や資源集団回収運動への参加など、地域の取り組みに協力する。 ● 地域の一員として、ステーションの管理や地域の美化活動等へ積極的に参加する。	
事業者	～環境に配慮した事業スタイルの構築～
● 生産者（販売者）として、環境負荷の少ない生産・流通への変革を進める。 ● 事業者責任を自覚し、事業活動に伴うごみの減量・資源化及び適正処理に努める。 ● 地域の一員として、地域の環境活動へ積極的に参加する。 ● 行政と協力し、ごみの減量・資源化の仕組み作りを推進する。	
行 政	～市民・事業者を支援する環境の整備～
● 市民や事業者に対する、わかりやすい普及啓発や情報発信を行う。 ● 環境教育や環境学習を通じ、持続可能な社会の担い手を育成する。 ● 社会情勢の変化に応じて、適切な公共サービスを提供する。 ● 収集運搬・中間処理・最終処分の安定的な体制を維持・整備する。 ● 循環型社会の形成に向けた市民・事業者に必要な基盤とルールを整備する。	

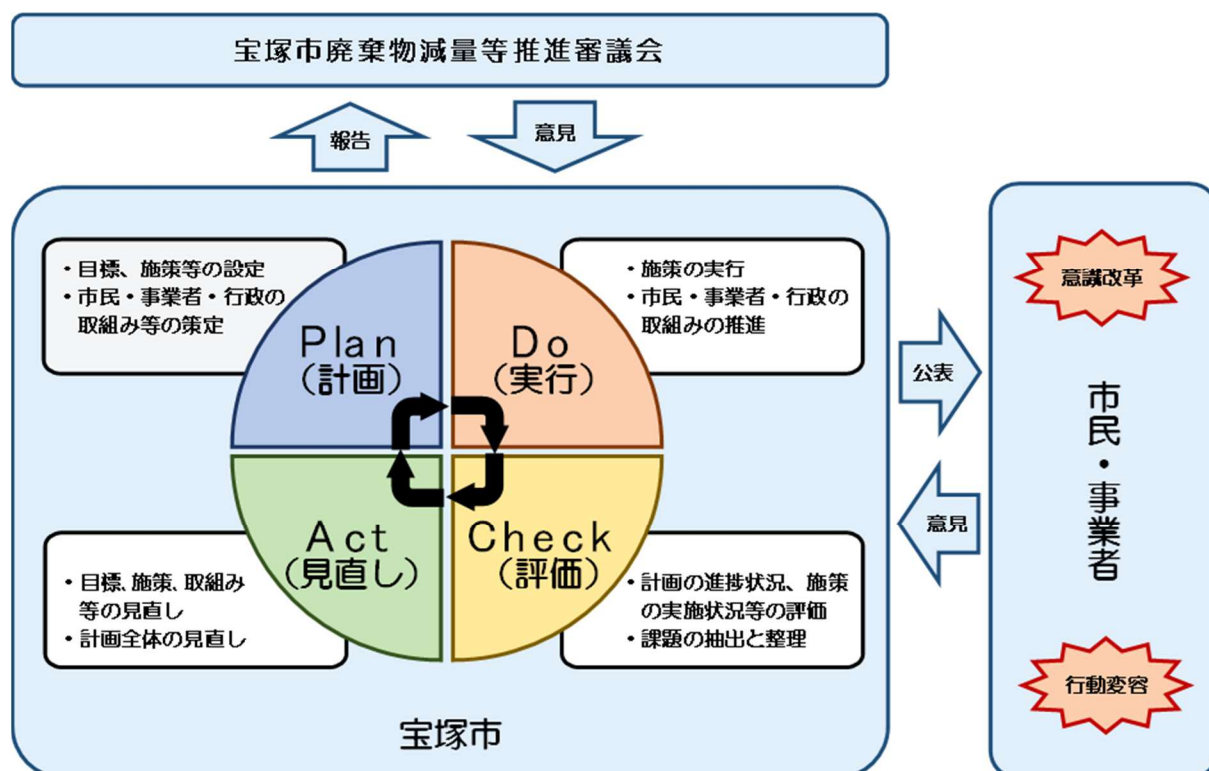
図 1- 24 市民・事業者・行政の役割分担



第6章 計画の進捗管理

本計画において、PDCAサイクル（図1-25）に基づく進行管理を行います。進行管理にあたっては、基本目標に関する進捗状況や要因分析を行い、宝塚市廃棄物減量等推進審議会と市民からの意見や提案を踏まえ、施策や事業を見直すとともに、その内容をホームページで公表し、市民、事業者の意識改革と行動変容を促します。

図1-25 PDCAサイクルに基づく進行管理



第2部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理を取り巻く社会情勢

1-1 関連法令の概況

水質汚濁の防止などに関してはさまざまな法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

関連法令の概要を表2-1に示します。

表2-1 関連法令の概要

施行年月	関連法令	概要
昭和34（1959）年 4月施行	下水道法	公共下水道 ³⁴ 、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
昭和46（1971）年 6月施行	水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される排水及び地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
昭和60（1985）年 10月施行	浄化槽法	公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

1-2 国、兵庫県の動向

生活排水処理事業は、全国的に人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の老朽化に伴う更新費用の増加など、経営環境が厳しさを増しています。

このような状況の中、国は上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、令和4（2022）年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定することが、生活排水処理施設の広域化を推進するための目標として掲げています。

兵庫県では、全国同様の社会情勢の変化を踏まえ、将来にわたり持続可能な生活排水処理事業の経営を構築するために、令和6（2024）年3月に「兵庫県生活排水広域化・共同化計画」を策定しています。

表2-2 広域化・共同化ロードマップ

広域化・共同化への取組		短期的な方針 (～5年間)		中期 (～10年間)	長期的な方針 (～30年間)
ハード 連携	・市町域における生活排水処理施設の統合	・各施設の統合時期に合わせて実施 (R3：511施設 → R33：326施設)			
		・公共下水道を流域下水道へ一部統合（高砂市）			
		・し尿処理施設を公共下水道へ統合（朝来市）			
	・行政界を超える統合	・協議を継続し、統合時期に合わせて実施			
	・流域下水道への編入	・流域関連市町と個別に調整しながら慎重に検討			
ソフト 連携	・水質検査の共同化	・継続実施			

出典：兵庫県生活排水広域化・共同化計画（令和6（2024）年3月）

³⁴ 区域内の汚水や雨水を管渠で集め、汚水は処理してから放流し、雨水はそのまま排除するための下水道で、終末処理場を有するかまたは流域下水道に接続しているもの。原則として、市町村が建設・管理を行う。

第2章 生活排水処理の現状と課題

2-1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理システムの概要

本市の公共下水道は、4市（尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市）を対象とした武庫川下流流域下水道（武庫川下流浄化センター）及び7市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、伊丹市、尼崎市、川西市、宝塚市、猪名川町）を対象とした猪名川流域下水道（原田水みらいセンター）です。公共下水道普及率は98.9％（令和5（2023）年3月現在）であり、汲み取りや浄化槽処理の家庭はごくわずかな割合です。

汲み取り家庭の収集は全量を委託業者が、また、浄化槽汚泥の収集は許可業者が対応し、宝塚市クリーンセンターへ搬入、前処理後、希釈して公共下水道に放流しています。

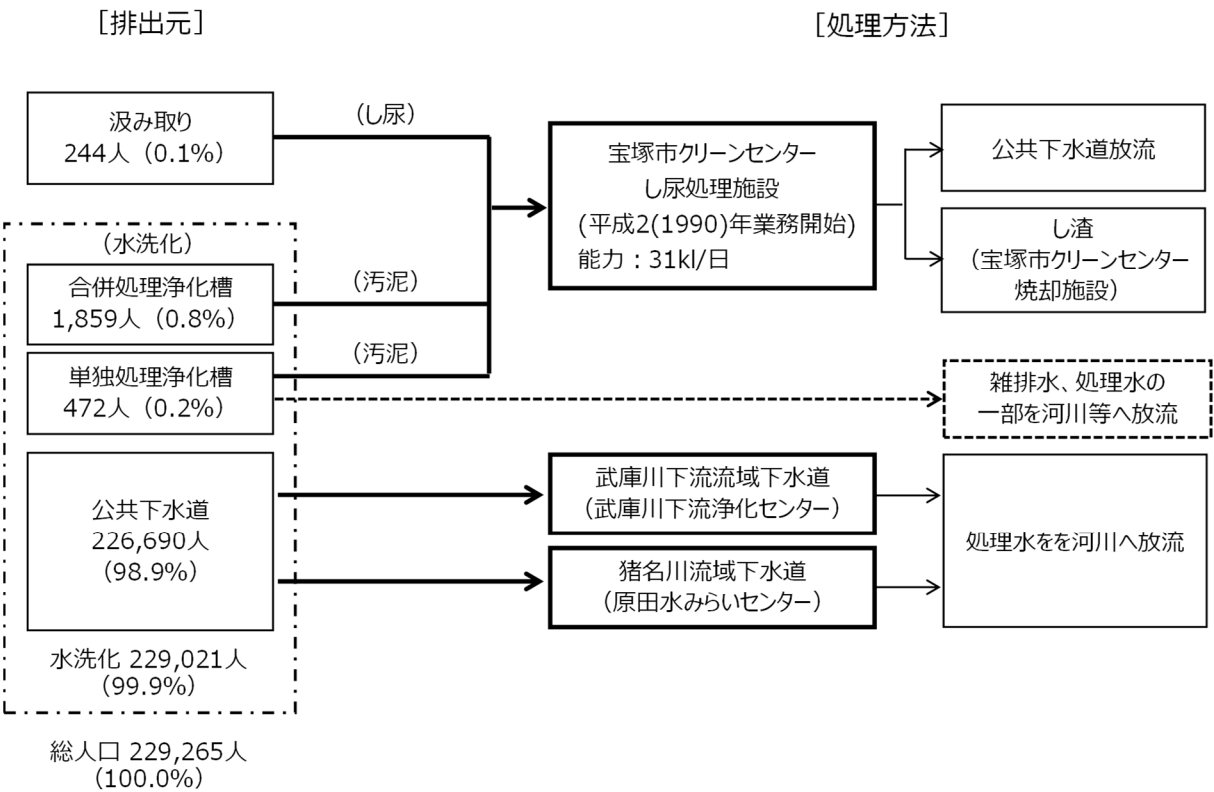
本市の生活排水処理の流れを図2- 2に示します。

図 2- 1 本市の公共下水道



図 2- 2

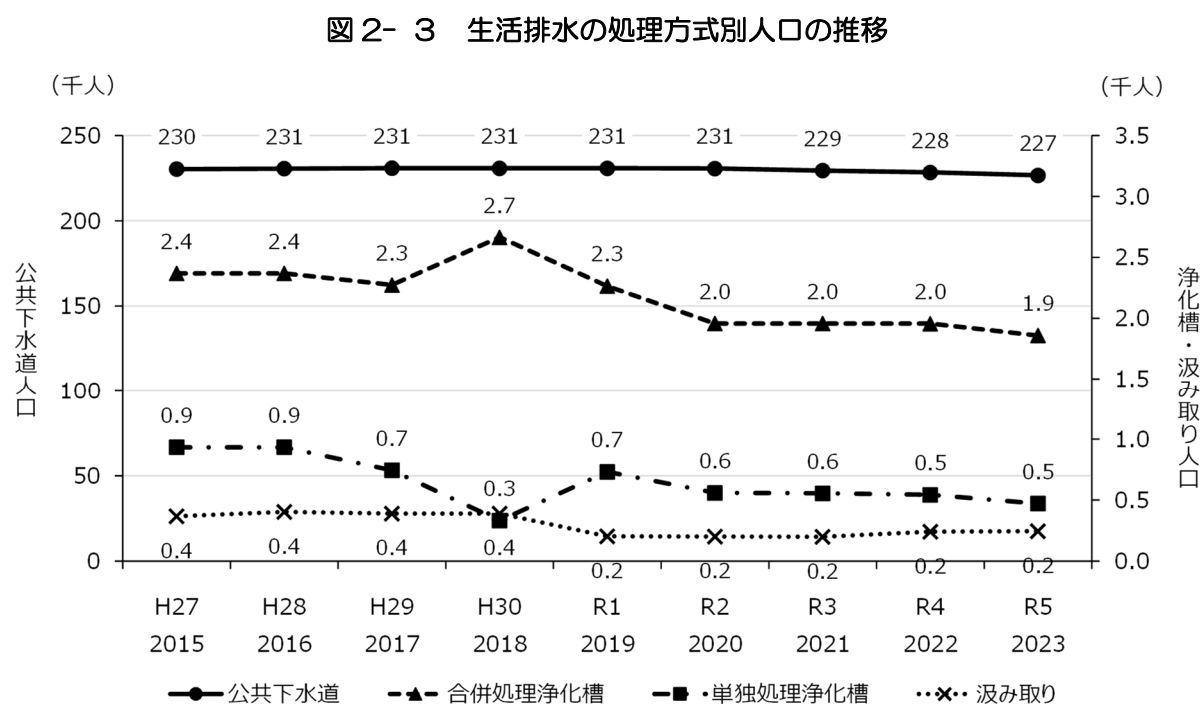
生活排水処理システムの概要（令和 5（2023）年度）



(2) 生活排水の処理方式の現状

本市では下水道整備事業を計画的に推進し、令和5（2023）年度には公共下水道人口は約227千人（総人口の98.9%）に達しています。一方、汲み取り処理の人口は下水道整備に伴い低下し、244人（同0.1%）となっています（表2-3）。

生活排水の処理方式別人口の推移を図2-3に示します。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

表 2- 3 生活排水の処理方式別人口（令和 5（2023）年度）

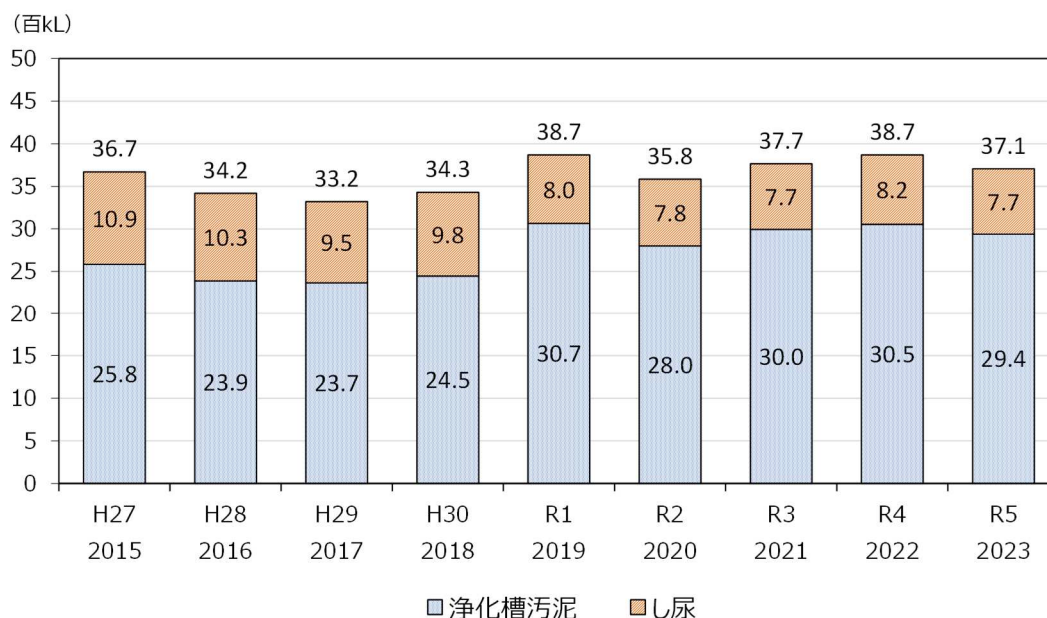
区分	生活排水					水洗化小計	汲み取り	自家処理	合計
	公共下水道	合併処理浄化槽 ³⁵	農業集落排水処理	生活排水適正処理	単独処理浄化槽				
計画処理区域内人口（人）	226,690	1,859	0	228,549	472	229,021	244	0	229,265
割合	98.9%	0.8%	0%	99.7%	0.2%	99.9%	0.1%	0%	100.0%

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

³⁵ 合併処理浄化槽は、家庭から出る「生活排水（し尿と台所、風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）」のすべてを浄化できる浄化槽。し尿処理だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所、風呂、洗濯等の排水をそのまま河川に流してしまい水質汚濁の原因となる。環境にやさしい合併処理浄化槽への転換がいま強く求められており、自治体では補助金制度を設け、合併処理浄化槽への転換を推進している。

し尿・浄化槽汚泥処理量の推移を図2- に示しています。処理量合計は平成29（2017）年度までは減少傾向でしたが、令和元（2019）年度より宝塚北SAの浄化槽汚泥を処理しているため処理量が増加しています。令和5（2023）年度の処理量は、し尿と浄化槽汚泥を合わせて約3,705kL（日平均10.1kL）となっています。

図 2- 4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



(3) し尿・浄化槽汚泥の収集状況

し尿は委託業者により収集しています。浄化槽については、許可業者が浄化槽清掃及び浄化槽汚泥の収集・運搬を行っています（表2- 4）。さらに、浄化槽台帳に基づき維持管理状況を把握して、適切な維持管理の徹底に努めています。

表 2- 4 し尿の収集状況

種 類	収集区域	収集・運搬方法	収集頻度
し尿	宝塚市全域	市（委託）	月1～2回
浄化槽汚泥	宝塚市全域	許可業者	随時

(4) 生活排水処理率の県内比較

兵庫県内の主要都市の生活排水処理率は表2- 5に示すとおりです。

表 2- 5 兵庫県内の生活排水処理率（令和5（2023）年度末）

宝塚市	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	相生市
99.7%	99.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注）生活排水処理率＝（下水道人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水処理人口）÷計画区域内人口×100

出典：下水道普及率及び生活排水処理率（令和5年(2023)度末、兵庫県）

（５）処理施設の状況

本市のクリーンセンターし尿処理施設は建替え工事中であり、現在はし尿及び浄化槽汚泥を市谷地区の中継槽へ投入し、委託業者が市外の間処理施設に搬入して処理しています。新施設は令和9（2027）年度稼働の予定です。

表 2- 6 し尿・浄化槽汚泥処理施設（新施設）の概要

施 設 名	宝塚市クリーンセンターし尿処理施設
所 在 地	宝塚市小浜 1 丁目 2 番 15 号
施 設 種 類	し尿中継施設
施 設 能 力	31kL／日
処 理 方 法	固液分離＋希釈放流方式
放 流 先	武庫川下流流域下水道
使 用 開 始	令和9（2027）年度稼働予定

（６）市内河川等の水質の現状

河川の水質について、代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）をみると、武庫川の4地点で概ね0.8～1.5mg/Lの水準となっており、いずれも環境基準値の3mg/Lを下回っています（表2- 7）。

表 2- 7 市内河川等の水質（BOD、75%値）の経年変化

（単位：mg/L）

河川名	採水場所	環 境 基準値	H30年度 2018	R1年度 2019	R2年度 2020	R3年度 2021	R4年度 2022
武庫川	生瀬橋	3mg/L 以下	0.8	1.4	0.8	0.8	1.5
	宝塚新大橋		0.9	1.4	0.9	0.8	1.3
	温泉橋		1.0	1.5	1.0	1.0	1.5
	百間樋		0.8	1.5	0.8	0.9	1.3

注1）BOD（Biochemical Oxygen Demand）は生物化学的酸素要求量の略で、水中の有機物などによる汚濁の程度を表す指標。微生物が有機物を分解する時に消費される酸素の量で表します。この数値が高いほど有機物が多く、水質の汚濁の程度が大きいことを示します。

注2）75%値とは、年間の全データをその値の小さいものから順に並べて「0.75×n」番目（nは調査データ数）にあたる値をいいます。

出典：宝塚の環境／市内河川水質データ

2-2 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理

本市の生活排水処理は公共下水道を主体としており、生活排水処理率は99.7%です。一部に単独処理浄化槽が残っており、これを合併処理浄化槽に切り替えるなど、河川水質を保全するためにも、生活排水処理率の向上が必要です。

注)生活排水処理率＝(下水道人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水処理人口)÷計画区域内人口×100

(2) 広報・啓発活動

生活排水処理の重要性を啓発するために、市民に対し広報紙・パンフレット等によりPRするとともに、公共下水道整備区域内における未接続世帯に対しては下水道への接続を勧奨し、公共下水道整備区域外においては合併処理浄化槽への誘導策を講じる必要があります。

また、適切な浄化槽維持管理の必要性から、浄化槽の保守・点検、清掃及び検査の徹底を図るような指導をしていく必要があります。

(3) 災害時の対応

本市の災害廃棄物処理計画では南海トラフ巨大地震を想定しており、発災直後は588人の避難生活者が発生すると推計しています。近年は地震・台風・大雨による自然災害が多発しており、災害リスクは高まっています。

震災・水害・土砂災害などの災害時において、仮設トイレの設置、バキュームカーの確保、処分先の確保など、具体的な対策の検討が課題です。

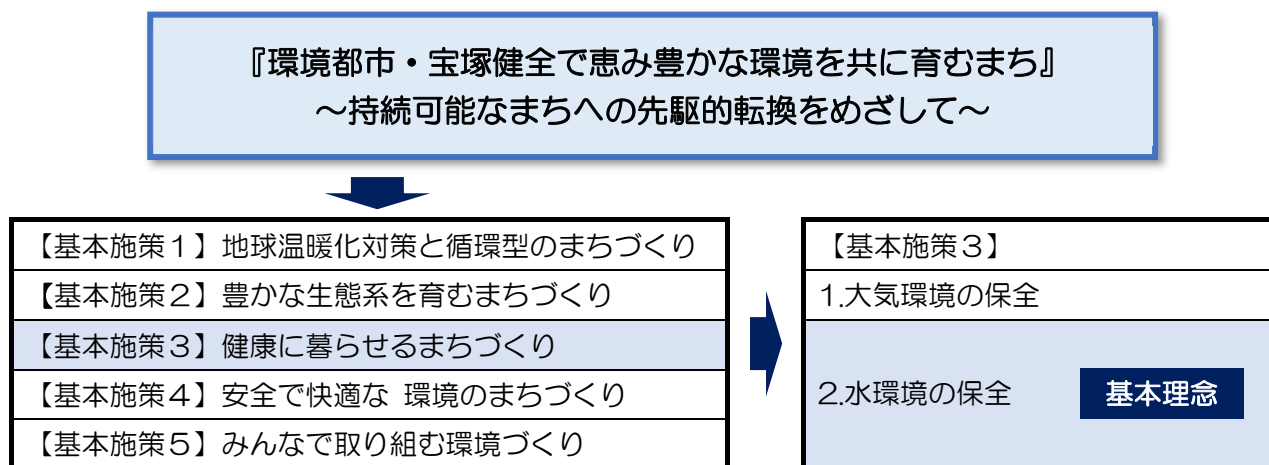
第3章 生活排水処理の基本方針

3-1 基本理念

本市は大阪平野の北西、武庫川が平野部に出るところに位置し、市域南部は、北と西に長尾山系・六甲山系の緑を背景に、鉄道沿線開発により良好な住宅地として、一方、市域北部は、里山と農地が織りなす農村集落の原風景を残しており、都市近郊でありながらも豊富な自然の恵みを身近に感じることでできる貴重な場となっています。

このような「緑に包まれた美しいまち」を未来につなぐため、本市は平成28（2016）年3月に第3次宝塚市環境基本計画を策定し、環境に関する様々な取り組みを進めています（図2-5）。本計画では環境基本計画の基本施策3を受け、「水環境の保全」を基本理念とします。

図2-5 第3次宝塚市環境基本計画の施策



3-2 基本方針

基本理念から、生活排水処理基本計画における基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針1 生活排水処理率の向上

本市では公共下水道の整備を計画的に進め、令和5（2023）年度には下水道普及率が98.9%となり、水質汚濁は大きく改善されました。

生活排水処理に関する残された課題の解決に向け、一般家庭等から生じる生活排水を衛生的に処理することとし、清潔で衛生的な生活環境の実現と公共用水域の水質保全を図るものとします。

基本方針2 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿・浄化槽汚泥については、新施設完成までは委託業者による市外の中間処理施設に搬入することとし、新施設完成後はクリーンセンターの新し尿処理施設で処理します。なお、新施設は令和9（2027）年度の稼働予定であり、長期にわたり安定して処理できるよう、継続的な取り組みを進めます。

第4章 生活排水処理基本計画

4-1 生活排水の処理主体

目標年度における生活排水の処理主体は表2- 8に示すとおりです。

表 2- 8 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	宝塚市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人、事業者等
単独処理浄化槽	し尿	個人、事業者等
し尿	し尿	個人、事業者等

4-2 生活排水処理の目標

すべての生活排水を公共下水道及び合併処理浄化槽で処理することを目標とし、最終目標年度における生活排水処理率の目標を100%とし、中間年度は進捗率に応じて設定します（表2- 9）。

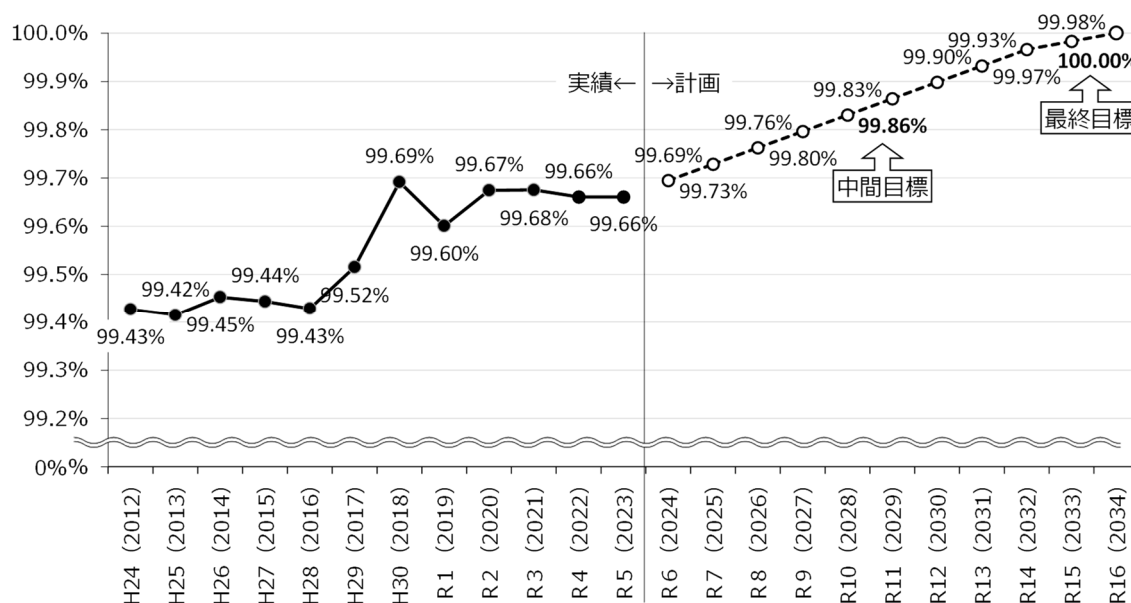
表 2- 9 生活排水処理率の目標値

年度 項目	実績 令和5年度 (2023年度)	中間目標 令和11年度 (2029年度)	最終目標 令和16年度 (2034年度)
生活排水処理率	99.66%	99.86%	100.00%

注1) 生活排水処理率＝(下水道人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水処理人口)÷計画区域内人口×100

注2) 中間目標年度の生活排水処理率は、最終年度の目標値に進捗率50%を乗じて設定しています。

図 2- 6 生活排水処理率の計画推移



4-3 生活排水処理計画

目標年度における生活排水処理形態別人口の計画を表2-10に示します。

表 2- 10 生活排水処理形態別人口の目標

(単位：人)

処理区分 \ 年度	実績 令和5年度 (2023)	中間目標 令和11年度 (2029)	最終目標 令和16年度 (2034)
1.計画処理区域内人口	229,265	216,270	211,381
2.水洗化・生活雑排水処理人口	228,549	215,961	211,381
(1)コミュニティ・プラント	0	0	0
(2)合併処理浄化槽	1,859	1,757	1,719
(3)下水道	226,690	214,205	209,662
(4)農業集落排水施設	0	0	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	472	203	0
4.非水洗化・生活排水未処理人口	244	105	0
(1)し尿収集人口	244	105	0
(2)自家処理人口	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理率	99.66%	99.86%	100.00%

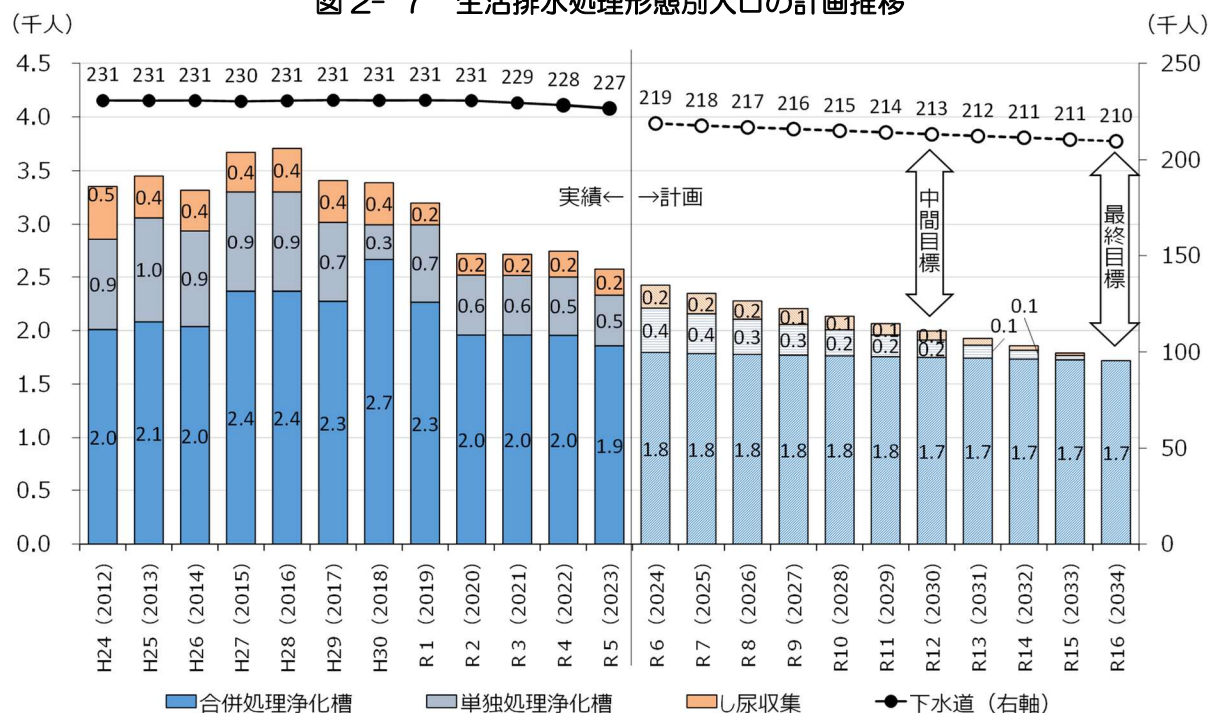
注1) 計画処理区域内人口は、令和6(2024)年度以降はごみ処理基本計画の推計人口を採用しました。

注2) 合併処理浄化槽と下水道は、計画処理区域内人口に生活排水処理率目標を乗じた値を令和5(2023)年度の構成比で按分しました。

注3) 単独処理浄化槽人口とし尿は、計画処理区域内人口から水洗化・生活雑排水処理人口を差し引いた値を令和5(2023)年度の構成比で按分しました。

注4) 生活排水処理率は最終年度の目標を100%とし、これに年度ごとの進捗率を乗じて算定しています。

図 2- 7 生活排水処理形態別人口の計画推移



4-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

本市で発生するにし尿、浄化槽については、今後も委託業者並びに許可業者による収集とし、迅速かつ衛生的に収集運搬を行うことを目指します。人口減少も想定されることから、将来の収集運搬については、さらなる効率的な収集体制の構築を検討します。

(2) 中間処理計画

クリーンセンターし尿処理施設は建て替え工事中であることから、新施設完成までは委託業者による市外中間処理施設への搬送とし、新施設完成後はクリーンセンターし尿処理施設にて適正に処理を行います。計画処理量の算定に当たっては、種類別の1人1日あたりの排出量予測値に処理区分別の人口推計値を乗じて算定しています。表2-11にし尿・浄化槽汚泥の計画処理量を、図2-8に計画処理量の推移を示します。

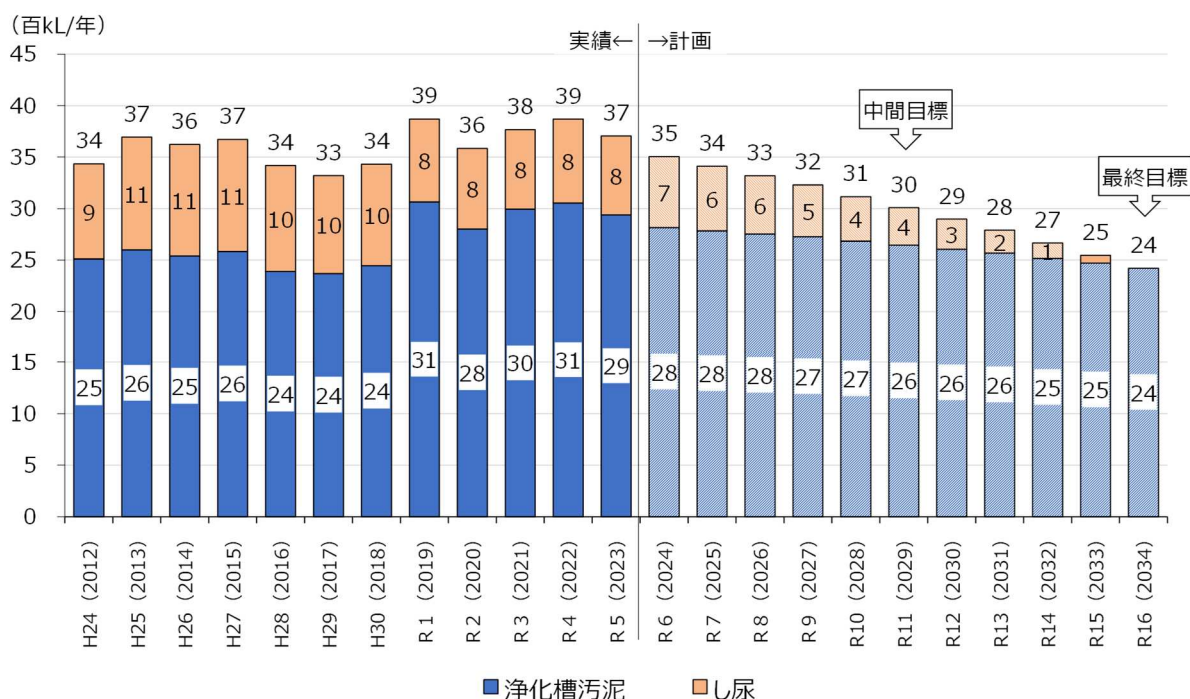
表2-11 し尿・浄化槽汚泥の計画処理量

(単位：kL/年)

種類 \ 年度		実績 令和5年度 (2023)	中間目標 令和11年度 (2029)	最終目標 令和16年度 (2034)
処理量	し尿	766.7	363.2	0.0
	浄化槽汚泥	2,938.2	2,645.3	2,420.1
	農業集落排水汚泥	0.0	0.0	0.0
	合計	3,704.9	3,008.4	2,420.1

注) 目標年度の処理量＝1人1日あたりの区分別排出量の予測値×処理人口推計値

図2-8 し尿・浄化槽汚泥の計画処理量の計画推移



(3) 最終処分計画

クリーンセンターし尿処理施設は建て替え工事中であることから、新施設完成までは委託業者が市外中間処理施設へ搬送し、当該施設にて最終処分します。新施設完成後はクリーンセンターし尿処理施設で固液分離処理し、固形物であるし渣³⁶を除去・下水道基準に適合するよう希釈し、下水道に放流します。し渣は・焼却処理により処分します。

4-5 その他の計画

(1) 浄化槽汚泥の適切な維持管理

法令で定められている浄化槽の定期的な保守・点検、清掃及び検査を徹底するために、浄化槽設置者に対しても適切な維持管理などの相談・指導を継続して推進します。

(2) し尿処理施設の更新

クリーンセンターのし尿処理施設は竣工後34年を経過し、老朽化が進んでおり、現在新施設の建設工事が進行中です。令和9（2027）年度に新施設の稼働を目指します。

(3) 住民に対する広報・啓発活動

本市における住民及び事業者等に対して、公共水域の汚濁防止の観点から、生活排水対策の必要性や浄化管理の重要性について、周知徹底を図る広報・啓発活動を推進していくものとしします。

³⁶ し尿処理の過程でスクリーンなどで除去された固形分のこと。食品の切りくず、繊維くずなどがある。

計画の策定経過と体制

(1) 策定経過

宝塚市廃棄物減量等推進審議会

令和6（2024）年度	
開催日	審議内容
第1回 7月8日	・ 諮問「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」の改定について別添参照 ・ 宝塚市のごみ処理の状況 ・ 今後の基本計画改定に向けて
第2回 10月31日	・ 宝塚市一般廃棄物処理基本計画の改定について (1) 人口推計の考え方 (2) 市内ごみステーションにおけるごみ分析について (3) 減量化・資源化計画に係る施策取組実績と課題について
第3回 1月15日	・ 宝塚市一般廃棄物処理基本計画の改定について (1) 基本計画策定に係る課題について (2) 基本理念に基づく基本方針と基本施策について (3) 基本計画骨子案について
第4回 3月6日	・ 宝塚市一般廃棄物処理基本計画の改定について (1) ごみの組成分析結果と数値目標について (2) 基本計画案について
令和7（2025）年度	
第5回 4月9日	・ 宝塚市一般廃棄物処理基本計画の改定について (1) 事業系ごみ排出量数値目標の考え方と最終処分量について (2) 基本計画案について

(2) 体制

宝塚市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	ふりがな	所属団体
知識経験者	池田 直樹 ◎	いけだ なおき	あすなろ法律事務所 関西学院大学 司法研究科 教授
知識経験者	花嶋 温子 ○	はなしま あつこ	大阪産業大学 デザイン工学部 准教授
知識経験者	新熊 隆嘉	しんくま たかよし	関西大学 経済学部 教授
公共的団体代表	平井 清文	ひらい きよふみ	宝塚市自治会連合会
公共的団体代表	松本 司	まつもと つかさ	宝塚市自治会ネットワーク会議
公共的団体代表	鈴木 祐未	すずき ゆみ	特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター
公共的団体代表	中山 繁子	なかやま しげこ	男女共同参画センター連絡協議会
公共的団体代表	本田 千絵子	ほんだ ちえこ	生活協同組合コープこうべ
事業者代表	川口 義孝	かわぐち よしたか	宝塚商工会議所
事業者代表	田中 保子	たなか やすこ	宝塚商工会議所
事業者代表	鳥井 久司	とりい ひさし	宝塚商工会議所
事業者代表	沖元 貴行	おきもと たかゆき	宝塚市商店連合会 アピア3店舗会
事業者代表	阪上 和彦	さかうえ かずひこ	宝塚市花き園芸協会
公募市民委員	篠原 俊明	しのはら としあき	
公募市民委員	幡多 笑子	はた えみこ	
公募市民委員	築瀬 溢子	やなせ いつこ	
公募市民委員	久原 由起	くはら ゆき	

◎：会長

○：副会長

宝塚市一般廃棄物処理基本計画

令和7（2025）年7月

編集・発行 宝塚市 環境部 クリーンセンター管理課

〒665-0827 兵庫県宝塚市小浜1-2-15

TEL：0797-87-4844